

平成 24 年 11 月 15 日

横浜市会議長

佐 藤 茂 様

新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会

座長 松 本 研

新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方について（答申）

平成 24 年 6 月 11 日に諮問を受けました「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方」について、別紙のとおり答申します。

新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方（答申）

1 基本的な考え方

- (1) 円滑かつ適正な議会活動ができる施設とする。
- (2) 市民からわかりやすい議会棟の配置とする。また、市民利用部分について効率的な動線を確保する。
- (3) 議員数は、新たな大都市制度の実現も視野に入れ、現状の議場の議席設置可能数である100人を基本とする。
- (4) 委員会数は、現在の数（常任委員会8、特別委員会7、予算決算特別委員会2、運営委員会1、運営理事会1）の想定とする。
- (5) 十分なセキュリティ対策が行える施設とする。
- (6) 障害者に対して十分配慮した施設とする。
- (7) 海外との交流に対応できる施設とする。
- (8) ICT環境の整った施設とする。
- (9) 環境に配慮した（省エネ）施設とする。
- (10) 施設の効率的利用について考慮した施設とする。

2 形態

二元代表制の観点から行政棟とは分離し独立棟とすることが望ましい。
ただし、配置については効率的・機能的であること。

3 諸室の考え方

(1) 本会議場

議場は、伝統ある横浜市会の雰囲気大切に、ゆとりを持ったスペースを確保する。

傍聴席は、一般傍聴席と賓客用の特別傍聴席を設けるとともに、記者席には一般記者席のほかにカメラ席を設ける。

附属施設として、傍聴者ロビー、当局職員控室を設置する。

(2) 委員会室

委員会室は、現状よりゆとりを持ったスペースとし、8 常任委員会専用室（特別委員会兼用）のほか、運営委員会室・運営理事会室、全員協議会室、予算決算特別委員会室を設けるとともに、常任委員会室及び運営委員会室には正副委員長打合せ、当局控室等として利用できる副室を併設する。

また、運営理事会室を除く各室には、記者席・一般傍聴席を設置し、セキュリティ確保の観点から議員、当局職員、報道関係者、傍聴者の動線ができる限り分離する。傍聴席の設置に当たっては、傍聴のしやすさ、安全性を考慮の上、設置方法等を多岐にわたって検討する。

(3) 議員控室

議員控室は、現状より面積を拡大し、各会派の所属議員数に応じて割り振られるスペースのなかで各会派の判断で、執務室、団会議室、応接室、打ち合わせスペースなどが設置できるようにする。

また、市民に分かりやすいフロア配置とし、会派の人数変動に応じて柔軟に変更できる構造・設備とする。

(4) 正副議長室

議長応接室・副議長応接室を備えた正副議長室とし、来客の待機室を設置する。

(5) 応接室

共用の応接室を一定数設置するとともに、議会棟受付付近に来客対応用応接室を設置する。

さらに海外からの大人数の賓客などに対応できる応接室を設置する。

(6) 会議室

共用の会議室を一定数設置するとともに、研修会・議連総会など多目的に利用できる会議室を設ける。

さらに、視察受入、賓客受入のためにプレゼンテーション対応が可能な会議室を設置する。

(7) 図書室

十分な蔵書スペース、配架スペースを備えるとともに、閲覧スペース、政務調査用スペースを備えた図書室とし、市民開放を行う。

また、議会局事務室との配置に配慮し、レファレンスサービスが可能な施設とする。

(8) その他

議会活動や市政情報を市民に紹介するPRコーナーや、記念品・資料などを展示するスペースを市民が利用しやすい場所に設置する。

災害対応なども考慮した機能を有する施設を設ける。

議会局事務室を現状より拡充し、事務室と一体で局長室を設置するとともに、請願・陳情・情報公開等の市民対応スペースを確保する。

レストラン・喫茶室については議会棟から利用しやすい位置に配置する。

4 想定規模

他の政令指定都市、神奈川県、東京都等の各議会棟の機能・規模、その他直近の事例を参考に、新たな議会棟として望ましい想定規模は、次のとおりと考えられる。

議会機能部分： 7,900㎡ ～ 9,000㎡

[専用部分]

議会棟全体面積： 13,100㎡ ～ 15,000㎡

[共用部分を含む] (議会機能部分と共用部分の比を6：4と想定)

付 属 資 料

- 1 新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会委員名簿
- 2 新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会検討経過
- 3 議会棟の想定面積

1 新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会委員名簿

役 職	氏 名	会 派
座 長	松本 研	自 由 民 主 党
副座長	小粥 康弘	民 主 党
副座長	源波 正保	公 明 党
委 員	瀬之間 康浩	自 由 民 主 党
委 員	関 勝則	自 由 民 主 党
委 員	石渡 由紀夫	民 主 党
委 員	高橋 正治	公 明 党
委 員	有村 俊彦	み ん な の 党
委 員	豊田 有希	み ん な の 党

2 新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会検討経過

回 数	開 催 年 月 日	議 題 ・ 内 容
第1回	平成24年 7月24日	(1) 座長及び副座長の選任について (2) 調査会運営上の確認事項について (3) 今後のスケジュールについて (4) 検討事項について (検討事項の確認) (5) その他
第2回	平成24年 9月 5日	(1) 検討事項について (検討の方向性) (2) その他
(視察)	平成24年 9月24日	東京都議会の視察
第3回	平成24年10月16日	(1) 検討事項について (整備の考え方・想定面積) (2) その他
第4回	平成24年11月 6日	(1) 検討事項について (答申案の検討) (2) その他

3 議会棟の想定面積

	整備の考え方	想定面積 (㎡)
本会議場		945～1,095
議場	最大議席設置数100席	450～600
傍聴席等	一般傍聴席200席～250席、特別傍聴席10席、記者席40席(カメラ席を含む)	300
傍聴者ロビー	50人程度の待機スペース	105
当局職員控室		60
放送室		30
委員会室		2,280～2,650
常任委員会室	8室(一般傍聴席20席、記者席10席)	1,120～1,360
運営委員会室	1室(一般傍聴席20席、記者席10席)	140～170
委員会室副室	9室	360
運営理事会室	1室	60
全員協議会室・予算決算特別委員会室	全員協議会室1室(分割して2室として利用可能な形態)設置又は全員協議会室1室・予算決算特別委員会室1室設置	600～700
議員控室	1人当たり 15～20㎡	1,500～2,000
正副議長室		270
応接室		410
一般応接室	3室	120
迎賓用応接室	1室	230
受付用応接室	3室	60
会議室		750～850
一般会議室	6室	300
多目的ルーム	1室	300～400
視察受入・迎賓用会議室	1室	150
図書室		400
その他		1,324
PRコーナー		180
災害対応のための施設		50
事務室		515
局長室		40
市民対応スペース	請願・陳情・情報公開等対応	35
職員更衣室		30
宿直室・運転手控室		46
書庫・倉庫		400
速記者控室		28
議会機能部分合計(A)		7,900～9,000
議会棟全体(B)	(A)÷0.6	13,100～15,000

1 議会機能の整備方針（平成 25 年 9 月 30 日委員会の資料 4（抜粋））

開かれた議会を目指すとともに、効率的な議会活動が行われるよう議場等の拡充、セキュリティの強化、迎賓機能の充実等を図ります。

「新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会」（市会議長諮問機関）での検討結果（平成 24 年 11 月）を踏まえ、諸室ごとの整備方針を示します。

また、議会で扱う様々な情報の保護の観点、不審者の侵入防止などの防犯上の観点などから、来庁者及び議員（職員含む）の立ち入り（利用）可能な場所を明確にするなど、セキュリティの確保にも配慮します。

（1）整備方針

① 本会議場

- ・ 伝統ある横浜市会の雰囲気大切に、ゆとりを持ったスペースを確保します。
- ・ 一般傍聴席、賓客用の特別傍聴席、一般記者席、カメラ席を設けます。
- ・ 附属施設として、傍聴者ロビー、当局職員控え室を設置します。

② 委員会室

- ・ 常任委員会専用室（8室）のほか、運営委員会室、運営理事会室、全員協議会室・予算決算特別委員会室を設け、常任委員会室および運営委員会室には、当局控室等として利用できる副室を併設します。
- ・ 運営理事会室を除く各室に、傍聴のしやすさ、安全性に配慮し、記者席・傍聴席を設置します。
- ・ セキュリティの観点から傍聴者と議員（職員含む）の動線をできる限り分離します。

③ 議員控室

- ・ 議員専用フロアに配置します。
- ・ 会派の人数変動に応じて柔軟に変更できる構造・設備とします。

④ 正副議長室

- ・ 議長応接室・副議長応接室を備えた正副議長室とし、来客の待機室を設置します。

⑤ 応接室

- ・ 共用の応接室を設置するとともに、海外からの大人数の賓客などに対応できる応接室を設置します。

⑥ 会議室

- ・ 共用の会議室を設置するとともに、研修会・議連総会など多目的に利用できる会議室を設置します。
- ・ 視察受入、賓客受入のためにプレゼンテーション対応が可能な会議室を設置します。

⑦ 図書室

- ・ 十分な蔵書スペース、配架スペース、閲覧スペース、政務調査用スペースを備え、市民開放します。
- ・ 議会局事務室と近接して配置し、レファレンスサービスが可能な施設とします。

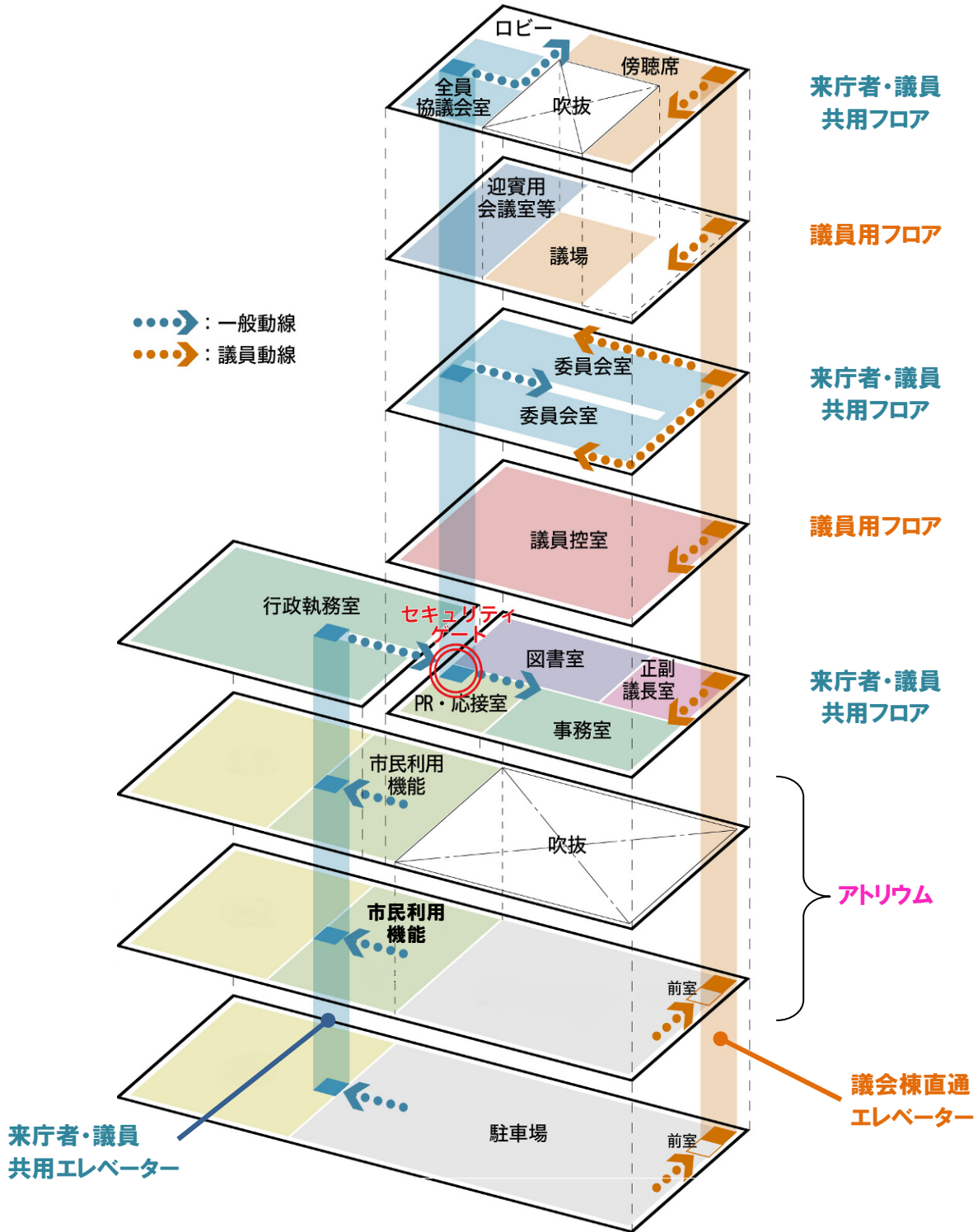
⑧ その他

- ・ 議会活動や市政情報を市民に紹介する PR コーナーや、記念品・資料などを展示するスペースを、市民が利用しやすい場所に配置します。
- ・ 議会局事務室に、請願・陳情・情報公開等の市民対応スペースを確保します。
- ・ 飲食店等については、議会棟からも利用しやすい位置に配置します。

(2) 議会棟各階イメージとセキュリティの考え方

来庁者に分かりやすいフロア配置となるようフロアごとに機能を分離し明確化します。

また、情報漏洩、防犯等の観点から来庁者及び議員（職員含む）の立ち入り（利用）可能な場所を明確にし、セキュリティを確保します。



《議会棟各階イメージとセキュリティイメージ》